

各位

株式会社 東北銀行

夫婦連生団体信用生命保険の取扱開始について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、多様化するお客さまのニーズに対応するため、住宅ローンに附帯する団体信用生命保険（以下「団信」という）として「夫婦連生団信」および「夫婦連生がん団信」の取扱いを開始いたしますので、下記の通りお知らせします。

夫婦連生団信とは、連帯債務者であるご夫婦 2 人が加入する団信で、ご夫婦のどちらかが保険金の支払事由に該当した場合に、住宅ローンが完済になる保険です。

当行では、今後もお客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 保険内容

	夫婦連生団信	夫婦連生がん団信
ご利用いただける方	1. 当行で新規に対象となる住宅ローンを夫婦かつ連帯債務でお借入される方。 2. 夫婦ともにお借入時の年齢が満 20 歳以上満 <u>71 歳未満</u>で、住宅ローンの完済時年齢が満 82 歳未満の方。 3. 夫婦ともに所定の加入条件を満たすことができる方。	1. 当行で新規に対象となる住宅ローンを夫婦かつ連帯債務でお借入される方。 2. 夫婦ともにお借入時の年齢が満 20 歳以上満 <u>51 歳未満</u>で、住宅ローンの完済時年齢が満 82 歳未満の方。 3. 夫婦ともに所定の加入条件を満たすことができる方。
上乗せ金利	住宅ローン適用金利に <u>年 0.20%</u> 上乗せいたします。	1. 加入年齢満 20 歳以上満 45 歳以下 住宅ローン適用金利に<u>年 0.20%</u>上乗せいたします。 2. 加入年齢満 46 歳以上 住宅ローン適用金利に<u>年 0.30%</u>上乗せいたします。
保障内容	1. 死亡保険金 2. 高度障害保険金 次頁につづく	1. 死亡保険金 2. 高度障害保険金 次頁につづく

【本件に関するお問い合わせ】

支店統括部（担当：高木）

電話番号：019-651-6716

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>

保障内容	3. リビング・ニーズ特約保険金（医師の診断に基づき、保険会社が余命 6 か月以内と判断した場合に保険金が支払われます。）	3. がん診断保険金（上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く） 4. リビング・ニーズ特約保険金（医師の診断に基づき、保険会社が余命 6 か月以内と判断した場合に保険金が支払われます。）
引受保険会社	幹事保険会社：明治安田生命保険相互会社（複数社による共同引受）	
その他	夫婦連生団信の概要については、下図を参照願います。	

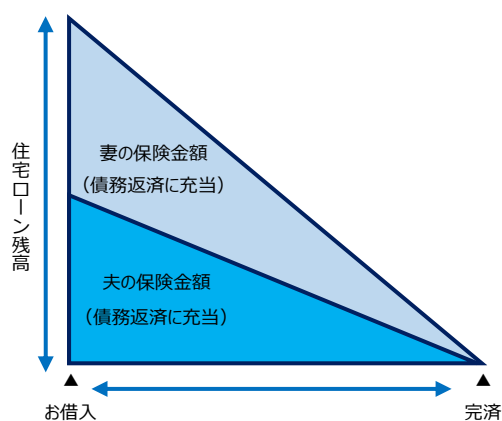
※詳細は当行本支店へお問い合わせください。

【夫婦連生団信の概要】

- 「夫婦連生団信」は連帯債務者であるご夫婦 2 人が加入する団信で、ご夫婦のどちらかが保険金の支払事由に該当した場合に、住宅ローンが完済になる保険です。
- 既存の団信との違いは下図のとおりです。
- 「夫婦連生団信」は、既存団信（左下図）に比べ、適用利率が高くなります。

●既存団信（付保割合設定）の場合

- 夫 50%、妻 50%で加入のケース

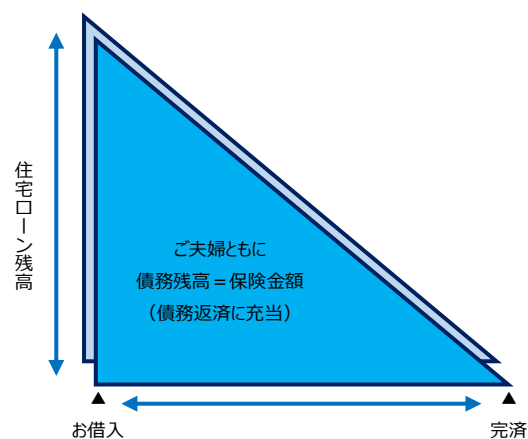


$$\text{保険金額} = \text{債務残高} \times \text{付保割合} (\%)$$

- 付保割合に応じて保険金が支払われるため債務の一部が残る。
- 仮に住宅ローン残高が 2,000 万円で夫が死亡した場合、1,000 万円が債務返済に充当となり、残った 1,000 万円について妻が返済を継続。

●夫婦連生団信の場合

- 被保険者はご夫婦 2 人（保険金額は同一）



$$\text{保険金額} = \text{債務残高}$$

- ご夫婦のどちらかが保険金支払事由に該当した場合、住宅ローンは完済。
- 仮に住宅ローン残高が 2,000 万円で夫が死亡した場合、2,000 万円が債務返済に充当となり、住宅ローンは完済。

2. 取扱開始日

2023 年 7 月 3 日（月）

以上